

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号（以下「特定工程」という。）及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

なお、平成22年2月26日日立市告示第10号で告示した特定工程及び特定工程後の工程の指定は、令和8年6月30日限り、廃止する。

令和8年3月31日

日立市長 小 川 春 樹

1 中間検査を行う区域

日立市全域

2 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

一の建築物であって、新築、増築又は改築に係る部分が次に掲げる用途及び規模のものとする。

- (1) 主要構造部が木造である一戸建ての住宅、長屋、共同住宅又はこれらの用途に供する部分を有する建築物で、地階を除く階数が2以上のもの又は床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
- (2) 前項に掲げる建築物以外の建築物で、地階を除く階数が3以上のもの又は床面積の合計が500平方メートルを超えるもの

3 指定する特定工程

中間検査を行う建築物（2以上の建築物が該当する場合は、建築物ごと）の特定工程は、次のとおりとする。

- (1) 木造の建築物にあつては、屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事
- (2) 鉄骨造の建築物にあつては、1階の鉄骨の建方工事
- (3) 鉄筋コンクリート造の建築物のうち、地階を除く階数が1の建築物にあつては屋根版及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事、地階を除く階数が2以上の建築物にあつては2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事（当該配筋工事を現場で施工しない場合にあつては、2階の床及びこれを支持するはりの取り付け工事）
- (4) 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては、1階の鉄骨の建方工事

- (5) 第1項から前項までに掲げる構造のうち2以上の構造を併用する建築物にあっては、各項に掲げる構造に応じた各項に掲げる特定工程

4 指定する特定工程後の工程

次のとおりとする。

- (1) 木造の建築物にあっては、壁の外装工事及び内装工事の工程
- (2) 鉄骨造の建築物にあっては、構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆の工事、外装工事及び内装工事の工程
- (3) 鉄筋コンクリート造の建築物のうち、地階を除く階数が1の建築物にあっては屋根版及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事、地階を除く階数が2以上の建築物にあっては2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（当該コンクリート打込み工事を現場で施工しない場合にあっては、2階の床及びこれを支持するはりの取り付け部分を覆う工事）の工程
- (4) 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあっては、構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートの打込み工事の工程
- (5) 第1項から前項までに掲げる構造のうち2以上の構造を併用する建築物にあっては、各項に掲げる構造に応じた各項に掲げる特定工程後の工程

5 適用除外

この告示の規定は、次に掲げる建築物については適用しない。

- (1) 法第18条の規定の適用を受ける建築物
- (2) 法第68条の10第1項の規定に基づき型式適合認定を受けた建築基準法施行令第136条の2の11第1号に掲げる建築物の部分（当該建築物の部分について、法第68条の11第1項の認証を受けた型式部材等の製造者により製造又は新築されるものに限る。）を使用した建築物
- (3) 法第85条の規定の適用を受ける建築物
- (4) 建築基準法施行令第80条の2第1号の規定に基づく枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準（平成13年国土交通省告示第1540号）に適合する構造の建築物
- (5) 建築基準法施行令第80条の2第1号の規定に基づく丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準（平成14年国土交通省告示第411号）に適合する構造の建築物
- (6) 建築基準法施行令第80条の2第1号の規定に基づく木質接着パネル工法を用いた建築物

又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準等（令和 7 年国土交通省告示第 250 号）に適合する構造の建築物

- (7) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物

付 則

- 1 この告示は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この告示は、令和 8 年 7 月 1 日以後に法第 6 条第 1 項又は法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請（以下「申請」という。）がされた建築物について適用し、同日前に申請がされた建築物については、なお従前の例による。